

第7回 富士市立中学校 部活動地域移行協議会

| | |
|-------------|---|
| 日時 | 令和8年2月13日（金） 午後1時30分～午後3時45分 |
| 場所 | 富士市消防防災庁舎 3階 研修室 |
| 出席者 | |
| [委員] | |
| | 村田 真一 服部 英之 橋本 仁 佐野 弘美 佐野 美幸 萩原 慎 神尾 充浩 望月 香織 檜木小重美 |
| [事務局] | |
| | 教育次長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、文化スポーツ課長 部活動地域移行協議会ワーキング委員 |
| 傍聴者数 | 2名（うち報道1） |

会議の概要

1 報告事項

- (1) 実証的モデル事業報告・令和8年度の活動予定
- (2) 基本方針の名称変更について等

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

| | |
|------|--|
| 村田会長 | ただいま事務局より、報告事項がまとめて2点報告されたが、皆様から質問・指摘・意見等はあるか。 確認として私から申し上げる。令和7年度は、非常に充実した展開が図られていると認識している。特にモデル事業の実施についてであるが、文化活動ではWeb開発、宇宙科学、国際観光など、興味深い内容が多く含まれている。こうした事業を設定した根拠、すなわち現場からの要望があったのか、あるいは別の理由によるものかについて確認したい。 |
| 事務局 | WEB開発や国際観光などの新しい種目について、実施主体の方からの提案をいただいた。こういった活動については、事業実施主体から提案を受けており、その内容を踏まえて「この方針で進める」という形で申し合わせを行っている流れである。 |

| | |
|------|--|
| 村田会長 | 承知した。今後の展望であるが、実施主体が次年度や今後の展開に向けて実効性のある取組を進められる見込みがあるのかについて確認したい。 |
| 事務局 | <p>Web 開発、宇宙科学については、市内事業者が実施したものである。今後は、来年度から「ふじ未来部」として自主的に運営していく予定であり、同団体が運営主体となる見込みである。また、スポンサー企業の募集も同団体が行き、資金を確保しつつ、参加者の負担を可能な限り抑え、月額 1,000 円程度で活動をしていきたいという意向を聞いている。</p> <p>したがって、来年度からこれらの活動がそのような流れで開始されると考えている。</p> |
| 村田会長 | 承知した。「地域展開」の名称変更については国がそう言っているものである。以上で、報告を受けたものとする。 |

2 協議事項

(1) 基本方針（案）パブリックコメントについて

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

| | |
|------|---|
| 檜木委員 | <p>10 ページのスケジュールイメージについてであるが、グラフや表は見やすくこの表に目が行くと思う。この表では R8 から R10 まで、そして R11 から R13 までと区切って示されているが、R13 年度までには地域クラブの活動を休日は完全移行するという目標が示されているため、R13 という数字がスケジュールのイメージ図の中にも入っていたほうがいいのかと感じた。</p> <p>次に、先ほどのパブリックコメントの 4 番の点についてである。「中学の先生でも指導したい方もいると思う。そういった場合はそのまま存続させるべき」という意見があるが、中学校の教員にとっても学校部活動を存続させるかということはとても興味があるところだと思う。基本方針の 9 ページには、「平日の学校部活動は当分の間、各学校での活動を継続する」という記載があるが、今のところはここまでしか示せないということなのか。国は R13 と言っているけれども、富士市の基本方針にははっきりと数字として書いてしまうと難しいということか。</p> |
| 事務局 | 国としては令和 13 年度までに中学校の休日の部活動は地域へ移していくという方針を示している。一方、富士市の場合は受け皿や指導者確保の問題があることから、このような記載になっている。しかし、令和 10 年度以降の移行状況や学校の状況を踏まえると、平日の部活動の扱いについても改めて検 |

| | |
|------|---|
| | 討が必要になると考える。 |
| 望月委員 | パブリックコメントの12番の方からソフトテニスに関する意見が頂戴されているが、来年度の実証的モデル事業の中に当該種目が含まれていないということは、団体や関係機関との調整がまだ難しいという認識でよいのか。 |
| 事務局 | 現時点では、まだ直接の協議も十分に行えていない状況である。ただし、中体連において令和9年度の大会からは指導者要件が大きく緩和され、認定された地域クラブであれば大会への参加が可能となる見込みである。そのため、ソフトテニスについても、今後ヒアリングを続けていきたいと考えている。 |
| 村田会長 | 他にいかがであるか。これまで議論を積み重ねてきた経緯もあるため、大きな相違点は特にないと認識している。議論としても大きな変化はないが、私もパブリックコメント12番については、かなり喫緊の課題であると受け止めた。中学校の統廃合に関連した文脈である可能性があり、多少論点が異なる部分もあるかもしれないが、当事者にとっては非常に大きな問題であると感じながら読ませてもらった。 |
| 神尾委員 | 切実な思いが改めて感じられた。保護者は、個人として子どもがテニスを続けたいという願いを何とか叶えようと、練習場所の草取りや整備を行い、必要な用具も自費で購入し、環境づくりに努めている。子どもたちは少子化等に伴う学校事情の中で、部活動が1つ、また1つと廃止され、やりたくてもできないという現実と直面している。そうした中でも、保護者は子どもの願いを何とか叶えようと努力している姿が、この意見には表れている。 今後の大きな課題は受け皿の整備であり、これについては地域で何とか作り、支えていく体制を一日も早く整える必要がある。我々大人が考えていかなければならないことであると改めて感じたところである。 |
| 橋本委員 | 同じ箇所についてであるが、この保護者の意見には、私たちPTAとしても切実な思いが強く感じられる。この思いを踏まえ、地域展開の方向に進めていただきたいと考える。 先ほどの実証モデル事業の話で気になった点がある。基本方針の中で子どもたちがやりたい活動として示されている活動と、モデル事業として実施されている活動が、必ずしも十分にリンクしていないのではないかと感じた。来年度以降についても、子どもたちがやりたい部活動や必要とされている種目、たとえば軟式テニスは特に希望が多いようだが、バドミントンなどスポーツ団体と関わる種目についても、力を入れて検討していただきたいと、保 |

| | |
|--------|--|
| | 護者としては感じている。 |
| 村田会長 | アンケート結果については、3ページに示されているとおりであるが、子どものニーズを酌み取った今後の展望を持ち合わせているという理解で良いのか。それとも、バドミントン、バレーボール、軟式テニス、バスケットボールなど、希望が多く見える種目については、まだ検討段階という理解であるのか。 |
| 事務局 | 今後、各協会・連盟の代表の方々と意見交換を行っていく予定である。先日も中学校の種目別協議会があり、中学校教員（種目部長）とともに「地域展開のために今できること」「何が課題なのか」について意見交換を行った。卓球は人数が多い種目であるが、その会の後すぐに顧問の先生や協会の方々とも連絡を取り、連携を図りながら議論を進めている。今後、協会・連盟とも話し合いを重ねつつ、アンケート結果の数値も大切にしながら、進めたいと考えている。 |
| 村田会長 | ぜひこの数値を大事に念頭に置きながら進めていただければと思う。他いかがか。 |
| 佐野美幸委員 | <p>17番の方のご意見に、「保護者の送迎ができない子どもは活動の選択肢が狭まってしまう」とあり、その回答として「可能な限り施策を関係機関と協議していく」と記載されているが、具体的にどのような施策を想定しているのか伺いたい。</p> <p>私自身、送迎の問題については強い関心を持っている。子どもが中学1年で運動部に所属しており、平日は学校で活動しているが、土日は他校へ練習試合に行ったり大会に参加したりするため、送迎に苦勞しているのが実情である。夫婦間でも送迎の押しつけ合いのようになってしまうこともある。</p> <p>子どもを自転車で行かせるという案もあるが、近年は地震や災害も多く、特に帰りの時間帯は危険が伴うのではないかと思う。GPSを子どもに持たせる家庭も多いが、それでも完全に安心できるわけではない。</p> <p>こうした状況を踏まえ、可能な限りの施策とは具体的に何を指すのか。公共交通機関の活用などは検討しているのか。この点について伺いたい。</p> |
| 事務局 | まだ具体的な方策まで議論が進んでいるわけではないが、本年度、民間事業者による実証的モデル事業の中の一部では、希望する生徒が送迎バスを利用できるものが行われた。全ての種目で共通して実施できる内容ではないかもしれないが、モデル事業の中とはいえ、そういった手法を検討できたということは、今後事業者と連携していく中で、やっていけるかどうか、そうい |

| | |
|--------|---|
| | った方策も検討を進めていきたいと考えている。具体的な対応については、現段階ではまだ検討途上である。 |
| 佐野美幸委員 | 保護者の中でも、働いていて送迎ができないため習い事は諦めているという声も多い。今後、土日を含めて平日もとなると、混乱が生じるのではないかと感じている。富士市はバスなどの公共交通も利用できる環境にあるため、子どもたちが自分たちだけで移動し、自立して活動できるようになれば、保護者の負担軽減にもつながると考える。また、病院や歯科を受診したくても、保護者が働いていて連れて行けず諦めてしまうという声も聞いているため、前向きに検討していただきたい。 |
| 事務局 | 基本方針の6ページには、基本理念として「子どもや保護者の負担に配慮した可能な仕組みを構築する」と記載されている。送迎に関する課題は今回の議論とも深く関連しており、重要な視点である。現実的には、子どもたちができるだけ身近な場所で活動できる環境を整えることにより、保護者の負担、送迎の負担を軽減していくことが求められる。 今後、受け入れ先となる団体がより多くの地域で活動を実施できるよう、活動場所の確保や拡充を図り、安全に活動できる環境を整備していく方策を検討する必要があると考える。 |
| 村田会長 | 他にご意見はあるか。ある程度、議論も出尽くしたものとする。今後、改善すべき点については、ただ今いただいた意見や回答を踏まえて検討していく必要があるが、基本方針については原案のとおり策定するという事によるか。 異議がないようであるため、原案どおり承認したものとする。 |

(2) 富士市地域クラブ認定要件について

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

| | |
|------|---|
| 村田会長 | 私から1点確認したい。6ページ、7ページに下線が引かれている箇所があるが、これは何か意図をもって下線を付しているのか。 |
| 事務局 | 消し忘れである。実際の要綱にはこの下線は表示されないものである。今回は「セレクションを行わない」という点を強調するために下線を付したものである。 |
| 橋本委員 | 例えば、子どもを預けている保護者から「こうしてほしい」といった意見を吸い上げる体制が、この要件の中に特に見当たらないように感じている。現在、他の団体等では、いわゆるクレーム対応のような受け皿や目安箱的な |

| | |
|------|---|
| | <p>ものが多少はあると思うが、保護者や子どもたちの声を反映する仕組みがないと、意見がきちんと届かないのではないかと考える。いかがであるか。</p> |
| 村田会長 | <p>保護者や関係者からのモニター的な意見を吸い上げやすい仕組みについては、確かに④や⑥の「適切な運営体制」の項目は形式的な記載が中心であり、その点が不足しているという指摘は理解できる。</p> <p>そういうものは規約や確認書のところに出てくると、柔らかい表現で例えば、クラブであれば総会を必ず開催し、その場で意見を吸い上げるといった規定があると望ましいのではないかと感じる。</p> |
| 事務局 | <p>④の項目に関連するが、指導者による暴言・暴力、ハラスメントなどが発生した場合や、子ども同士のトラブルや生徒指導上の問題などについても、保護者や子どもから指導者や団体代表へ適切に声が届くような仕組みが必要だと考える。そのため、この点については内容をもう少し精査し、適切な仕組みづくりを検討していきたいと考えている。</p> |
| 村田会長 | <p>⑥あたりに、子どもや保護者からの意見を吸い上げる仕組みに関する一文があるとよいと感じている。すぐ適切な表現が出てこないが、「保護者・生徒の意見を適切に把握し、運営に反映する手続きを確保する」といった趣旨の内容である。各実施主体もその点は当然考えているとは思いますが、このように明文化されていれば、保護者にとっても安心材料になると考える。</p> <p>私から1点よろしいか。6ページの下線の引かれている箇所であるが、「選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること」という部分についてである。趣旨としては非常に良いとは思いますが、参加希望者を広く受け入れるとすると、「居住地」というテーマが非常に重要になる。</p> <p>例えば、サッカーのように複数のチームが存在する種目では、自宅の近くにクラブがあるにもかかわらず、別のクラブを選んで移動することも認められるという解釈になり得る。これは子どもの自主性を妨げない一方で、結果として強化的な動きになり、地域クラブの本来の趣旨とズレる可能性もあるのではないかと思う。</p> <p>特にサッカーは今後、認定地域クラブが増えていく見込みであり、富士市の特性からも複数のクラブが立ち上がることが想定される。そのため、「認定地域クラブ」という制度の性格を考えれば、基本は居住地又は通学区域に近い地域クラブへ所属するという考え方が本筋ではないかと感じている。</p> <p>一方で、民間のビジネス型クラブであれば、上達を求めて遠方のクラブへ通うことは個人の判断として問題はない。しかし、認定地域クラブという枠</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>組みの中で議論する場合は、こうした点が難しく、整理が必要だと考える。</p> |
| 事務局 | <p>基本的には居住地であればいいのではないかと思っている。富士市在住の中学生が基本的には所属するという形である。現在、既にサッカーでは富士市外からの参加者も多く、実際に市外の子どもたちが富士市内のクラブで活動する流れが生じている。そのため、現状では一緒に活動していこうという機運があるが、今後、どうしていくかということについては課題になると考える。</p> <p>補足で、資料6の1ページ目を見ていただきたい。この四角の中の○を要件確認書に転記している形になっている。</p> <p>その中で、居住関係に関するのは2つ目の○である。「競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない」と書かれている。また、3つ目の○では、「選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること」とあり、注釈がついている。ここでいう趣旨が、障害があるとか、運動・文化が苦手だけれどやりたい、という子も「全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること」と書かれている。そうした意味合いを示したものであると理解している。</p> <p>ここは言葉が足りないところもあるかもしれないため、表現について検討したいと考えている。</p> |
| 村田会長 | <p>もしかすると、私の意見は認定地域クラブや我々サプライヤー側に対するものではなく、実際に入ろうとしている子どもたちへの理解を促す意図があったのかもしれない。しかし、今後の課題として浮上してくる可能性もあるため、意識して見ていきたいと考えている。</p> |
| 事務局 | <p>他市町の情報として、例えば沼津では現在フェンシングを立ち上げており、長泉から通っている方もいる。また、磐田ではラグビーを立ち上げる動きがあり、地域が連携して進めている状況である。周りの市にはラグビーの地域クラブがなく、掛川などからも特別に受け入れているとのことである。他市町の情報も参考にしながら進めていきたいと考えている。</p> |
| 檜木委員 | <p>「広く」と「広域」では意味が異なる。多くの方は「広く」という表現を、広域、すなわち広いエリアから受け入れるという意味に捉えるかもしれない。実際、私も最初はそうに受け取った。そのため、言葉として誤解を招きやすいのではないかと感じる。</p> <p>資料6の⑥に関する記載は全て同じであり、確認書があるとはいえ、丸印</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>の文言だけでは意図が十分に伝わらない。※の注釈を読まなければ理解しづらい部分があると思われる。</p> <p>また、要件の確認書に注釈の内容を含めることができるのであれば、より分かりやすくなるのではないか。資格に関する記述のみでは趣旨が伝わりにくく、少々理解が難しい部分もあると感じている。</p> |
| 村田会長 | <p>今、委員からご意見があったように、富士市として独自に文章を作成してもよいのであり、国の文言と全く同じにする必要はないと考える。国の方針には倣いつつも、注釈の内容を組み込み、文章をより柔らかく、分かりやすい表現に書き換えることは可能である。</p> <p>「広く」という表現についても、種目によっては未成熟で地域クラブが少ない場合があり、例えばフェンシングのように周辺地域からの参加を認めるケースも想定される。そのため、こうした例も踏まえながら、表現をより具体的に詰めていく必要があるという意見は妥当である。</p> |
| 事務局 | <p>要件確認書については、各団体に示すものであるので、理解していただくためには分かりやすくかみ砕いた表現に修正したいと考えている。</p> |
| 橋本委員 | <p>事務局からの説明を受け、私自身も少し混乱した点がある。フェンシングの沼津のクラブや磐田のラグビーのクラブは、地域クラブなのか、それとも地域に根ざした民間クラブなのか、どちらに位置付けられるのかという点である。私の認識では、ラグビーなどについては民間クラブではないかと私は思ったが、その枠組みがどのようになっているのかが分かりにくい。</p> |
| 事務局 | <p>市教委に確認したところ、それぞれのクラブは認定地域クラブとして立ち上げられ、中学生を受け入れるための受け皿として位置付けられているとのことである。</p> |
| 橋本委員 | <p>それはラグビーをやりたいという子たちとは別枠でクラブを設置するということなのか。</p> <p>本来であれば、競技スポーツとしてトップアスリート育成を目的とする団体が存在するが、一方で地域の子どものための受け皿としてクラブを作る必要も出てくる。この2つの目的の両立は、将来的に富士市がどのような方向を目指すかによって変わってくるため、現時点では明確な方向性が見えない部分があり、疑問点として残っている。</p> |
| 事務局 | <p>民間のサッカークラブについてであるが、組織内で認定地域クラブとして活動できる団体を立ち上げ、チームを編成しようという動きがあるとの意見であった。実際、そのようなチームが企業等によって設置されている。西部</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>にあるラグビーのクラブなども中学生の受け皿として機能している例が見られる。レベルの差はあるにせよ、子どもたちの受け皿を作ろうとしている動きはあるようである。</p> |
| <p>村田会長</p> | <p>我々が外から見ている民間のビジネス型クラブであっても、必ずしも競技志向だけではなく、裾野を広げる目的で、国や自治体が示す「認定地域クラブ」の理念にのっとった活動の場をつくろうとしているのかもしれない。</p> <p>特にラグビーのようにサッカーほど競技人口が成熟していない種目では、まず裾野を広げることに重点が置かれ、認定地域クラブの理念に沿った取組が当面の主体となる可能性がある。各市も同様の公共的なニュアンスを持つ認定要件書を作成しているため、その方向性に合わせているのではないかと推察される。</p> |
| <p>萩原委員</p> | <p>県の中体連理事会で話題になった点であるが、国の認定枠組みが示されたのは昨年12月であるため、ラグビーを含む一部のクラブはその前に認定されている可能性がある。つまり、現在ある認定クラブの中には、12月以降に示された新たな基準に適合しないものが出てくる可能性がある、という指摘があった。そのため、今後どのように取り扱われるのか不透明であり、基準が変われば認定内容が覆る可能性もある、という話題が出た。それがどうか、というところは分からない。</p> |
| <p>村田会長</p> | <p>もしかしたら、そういった誤差などがあるかもしれない。</p> |
| <p>佐野弘美委員</p> | <p>地域クラブ活動が多数認められた場合、活動場所が重複してしまう状況も考えられる。その際、一般の団体とどのように区別するのか、あるいは何らかの方策を考えているのか伺いたい。現時点では、優先的に扱うといった方針があるのかどうかについても確認したい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>今のところ、優先的ということはないが、現状様々な団体が使用しているため、すぐに地域クラブが入り込むことは難しい面もあると考えている。例えば中学校の場合、17時～19時の時間帯であれば体育館などが空いていることが多く、その時間帯の活用は可能であると見込んでいる。</p> <p>今は地域クラブがないため現時点では問題は生じていないが、今後数年経過した段階では、活動団体が増加することで調整が必要になると考えている。また、施設利用に際して、優先順位をどのように設定するか、現在利用している団体数や利用状況を踏まえて検討していく必要がある。これが今後の課題である。学校施設、特に体育館などについては、優先的な使用ができればと考えている。今後協議をしていきたいと考えている。一方で、北里アリー</p> |

| | |
|------|--|
| | ナや富士体育館、富士川体育館などは一般の方々の利用も多く、不公平にならないように配慮しなければならないため、慎重な検討が必要である。 |
| 村田会長 | <p>本日は多くのご意見をいただいたが、ここで内容を完全に確定するというわけではないと考えている。いただいた意見を受け、事務局において整理を行い、改めて確認を図っていくことになる見込みである。</p> <p>ご意見としては、基本この方向で進めるということによろしいか。</p> |

(3) 受益者負担について

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

| | |
|------|--|
| 檜木委員 | 参加費は何に使われるのか。 |
| 事務局 | 指導者報償費と保険料、事務手続きに係る実費などである。用具などはかからない。 |
| 檜木委員 | 報償費と保険料であれば、競技によって大きく変わるものではないと考えている。一方、選手登録料、大会参加費、ユニフォーム代などは、現状では学校の体育文化費から支出しているが、今後は実費として別途徴収する形になるのか。 |
| 事務局 | そうである。別途徴収という形になる。 |
| 村田会長 | <p>また、道具についても、学校の体育施設の既存物品が活用できる場合はよいが、新たな種目（たとえばホッケー等）が加わった場合には、当然、新規に購入する必要が生じる。既にあるサッカーボールなどは代替できる。特に文化系ではその傾向が顕著になる可能性がある。</p> <p>次に、3番目の項目の四角に示されている「可能な限り低廉な参加費」についてであるが、ここには3行にわたって記載されている。富士市としての考え方を、資料5の(1)(2)(3)の記述と統合し、より具体的な内容として盛り込むことは検討していないのか、このまま3行の記述でいくのか、という点について伺いたい。要件確認書には詳しい記述をあえて載せない方針なのかどうか。</p> |
| 事務局 | 現状では、参加費の具体額を明示することは難しい状況である。参加費には指導料等も含まれるため、参加人数が多ければ低額に抑えられるが、少人数の場合は逆に高額になる。そのため、金額を明示し過ぎると、事業者が手現を挙げにくくなる懸念がある。国の様式第2号の③においても抽象的な書きぶりとなっているため、本市としてもこの表現を維持しつつ、必要に応じて目安を示していくという方向で考えている。明確に書いた方が分かりやす |

| | |
|------|--|
| | <p>い一方で、詳細を記載し過ぎると運用が立ち行かなくなる恐れもあるためである。現状では、どのようにまとめるかについて検討中であり、判断に迷っている状況である。</p> |
| 村田会長 | <p>現状悩まれているという状況である。</p> |
| 事務局 | <p>情報として、他市町の事例について共有する。沼津市は「可能な限り低廉な価格」を提示している。島田市は具体的な金額を明示していない。藤枝市は受益者負担を明示していない。団体に任せている。磐田市は全ての団体から一律2,000円を市が徴収し、それを報償費として再配分している。ただし、用具代は別途徴収しているため、最終的な負担構造としては大きく変わらない印象である。</p> |
| 橋本委員 | <p>話が少しそれてしまうが、この受益者負担について一点伺いたい。この内容を、実際に受益者である保護者に対してどのような形で示すのか、その方法が気になっている。</p> |
| 村田会長 | <p>保護者等に対するプロモーションや告知をどのように行うのかという点である。</p> |
| 事務局 | <p>認定された団体については、Web等を通じて周知が行われる予定であり、その中に指導者報償費、保険料などを含めた参加費やそれぞれの練習時間、活動内容などが掲載される見込みである。そのため、各団体が設定した金額についても、その周知の中で示されることになると考えている。</p> |
| 村田会長 | <p>その点については、ネット上での情報一元化を図る仕組みを整える、という話が以前あったように記憶している。市としてもその方向で検討していると聞いており、そうしたものに各クラブの情報が集約されていくことになるのではないかと。</p> |
| 橋本委員 | <p>少し別の観点になるが、先ほど議論されていた要件確認書の「低廉な参加費」の表現を変更するかどうかについてである。仮に文言を変更する場合、基本方針にも同じ文言が使われているため、こちらも合わせて変更しなければ整合性がとれなくなる。そのため両方そろえた方がよいのではないかと考える。</p> |
| 村田会長 | <p>パブリックコメントでも、低廉な参加費の具体性が分かりにくいという意見があり、説明を求める声があった。事務局の回答の方向性は妥当であると思うが、以前の会議でも発言したように、「原価志向」という考え方を文中に入れてもよいのではないかと感じている。</p> <p>料金設定の考え方には、一般的に以下の三つがある。</p> |

| | |
|------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・需要志向：利用者が支払える金額に合わせて決める ・競争志向：他団体や企業の価格に合わせて決める ・原価志向：必要経費（原価）を基準に設定する <p>企業は競争志向で動くが、認定地域クラブは公共性が高く、営利を目的としないため、原価志向が最も適していると思われる。</p> <p>完全な統一は難しいものの、「可能な限り低廉な参加費とは、原価志向で設定することを基本とする」という趣旨を括弧書き等で加えることで、理解が得やすくなると考える。</p> <p>アイススケートとハンドボールでは原価が全く違う可能性があるが、原価志向と示すことが良いのではないかと考えている。「低廉な参加費」という表現はそのまま統一しておいた方がよいと考える。併せて、※印などで「原価志向で設定する」旨を補足すれば、保護者も納得しやすくなる。</p> <p>たとえば「このクラブはなぜ高いのか」という疑問に対しても、「原価としてどうしてもこれだけ必要である」という説明が可能になる。一方、ボールさえあれば活動できる種目であれば参加費が低額に抑えられる。こうした違いも理解してもらいやすくなるとと思われる。</p> |
| 萩原委員 | <p>率直な疑問として、兼職兼業で教員が指導者となる場合があるが、指導者の報酬が定額なのかどうかについて伺いたい。教員は本来の職務として部活動を行ってきており、お金のために行ってきたわけではないが、今後、認定地域クラブの指導者となった場合、どのような報酬体系になるのかが気になっている。</p> <p>教員側の立場としては、これまでの働き方を踏まえると気になる点であり、制度上どのように扱われるのか整理が必要である。</p> |
| 事務局 | <p>指導者の報酬については、部活動指導員の報酬額が基本となると考えている。</p> |
| 村田会長 | <p>1時間当たり1,600円という金額は国が示した根拠に基づく数字である。</p> <p>ここで、技術的な点を確認したい。教職員が本務として勤務している時間とは別に、地域クラブの指導者として活動した場合、その時間は地域クラブ指導者としての勤務となり、時給1600円を受け取るということか。</p> |
| 事務局 | <p>社会教育課のまちづくりセンター講座等では、1時間3,410円という規定がある。今回の場合、金額を設定するかどうかは不明であるが、公務員や学校の教員であっても、本来の業務とは別に講座の講師を務めている場合がある。その場合には、この規定に基づいて支払うケースもある。また、公務員であ</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>るため報償費は不要であると申し出る場合もある。</p> <p>金額の設定については、今後様々な検証を行いながら検討していくことになると考える。学校の部活動の延長として捉えるのか、あるいは認定クラブとなり、その人の個人的な能力を基に活動に参加する形と捉えるのかによって扱いが変わるため、今後その点について議論を深めていく必要があると思われる。</p> <p>実施団体は、参加者から集めた参加費から指導者の報酬を賄うことになる。報酬はその範囲内で賄われ、それ以上の支出は発生しない。現時点では、そのような扱いである。</p> <p>現時点では補助制度は設けていないが、それでは実施が難しい種目もあり得るため、今後補助制度を設ける可能性がある。その場合は、種目ごとに必要経費がいくらで、どれだけの補助を希望するのかについて申請を提出してもらい、その内容を審査する形になると考えている。</p> <p>例えば、和太鼓を個人で購入することは現実的ではないため、その場合は団体が所有する和太鼓を使用することになるかと思われる。また、道具等については、ユニフォームは個人で購入する一方で、和太鼓などの用具代は参加料に加えるなど、種目によって扱いが変わってくると感じている。</p> |
| <p>檜木委員</p> | <p>当初は「参加費」という言葉の意味が分かりにくかったが、要綱（案）の5ページ11番に記載されている参加費の項目を確認すると、参加費は基本的に報償費のみを指していると理解した。例えば、1人2,000円の参加費を10人から集め、2時間の指導を実施した場合、その2万円を指導者の人数で割るということである。</p> <p>一方、保険料は保険料として別途1人当たりの額を徴収することになる。また、用具の修繕費、登録料、消耗品等については実費を計算し請求する方法、または年間であらかじめ必要額をまとめて徴収する方法などが考えられる。</p> <p>ただし、最終的にかかる費用は種目によって大きく異なるため、参加費だけでは実態が分かりづらい面がある。保護者に対しては、費用の背景や会計処理の方法をより明確に説明できるようにする必要があると感じている。</p> <p>現状の部活動も、部によって費用負担が大きく異なっている。そのため、それぞれの活動内容や必要経費に応じて徴収額を考えている。負担の少ない部は少額、費用のかかる部は校納金を多く収めていただいている。</p> <p>「参加費」という言葉が報償費のみを指していると感じている。</p> |

| | |
|------|---|
| 村田会長 | 私の感覚では、必要となる費用は報償費、施設使用料、道具代が主であると考えている。大会や発表等を実施する場合には、参加者にかかる費用と道具にかかる費用が発生する。ただし、施設については、今後学校施設の有効活用が進めば、減免措置などにより負担が軽減される可能性がある。 |
| 檜木委員 | これらの費用区分は明確に記載したほうがよいと感じている。参加する際に1人当たりどの程度の負担が必要なのかを示すことは、参加者への説明としても重要である。 |
| 事務局 | 先ほど説明したとおり、種目ごとの具体的な費用一覧を作成し、「この種目はこれだけの費用が必要である」ということを明確に示していく予定である。 |
| 村田会長 | <p>今後議論になると思われるのは、指導者の謝金をどのように設定するかという点である。種目ごとに費用が異なるとはいえ、認定地域クラブの性格に応じた統一的な時給のような基準を示したほうがよいのではないかという考えがある。</p> <p>それ以外の特別な専門性が必要な指導については、別枠として扱うことも可能であるが、基本的には認定地域クラブとしてふさわしい範囲内で、ある程度の基準額を設定することが望ましいと考える。</p> |
| 事務局 | <p>例えば吹奏楽の指揮者のように高度な専門性を持つ指導者もいれば、比較的負担の少ない種目もあり、種目や活動内容によって幅があるという認識である。</p> <p>実際に沼津市のサッカークラブは週2回で月額7,000円、フェンシングは週1回で月額5,000円、フットサルは週3回で月額8,930円など、種目ごとに大きな差がある。</p> |
| 神尾委員 | <p>このように、種目によって違いがあり、さらに参加する子どもの人数によっても費用が変わるため、「参加費」という言葉の意味合いが曖昧に感じられる。</p> <p>国の示している考え方としては、種目ごとの目安を示すのではなく、競技種目等に共通する一般的な目安を示すとしている。しかし、実際には必要経費は種目ごとに異なり、別途算出されるものであるため、共通の参加費目安を設けることにどのような意味があるのか疑問に感じている。</p> <p>そのため、説明責任の観点からも、参加費の内訳を明確に示す必要があると考える。種目や人数によって変動はあるものの、「参加費は何に支出するのか」を事前に示さなければ、保護者は納得しづらい。後から追加費用が発生する可能性も高く、その点を明確に伝えなければトラブルにつながりかねない</p> |

| | |
|------|---|
| | い。 |
| 望月委員 | <p>また、先ほど話に出たように、各種目のおよその目安を一覧にすることは必要であるが、「低廉」という言葉をどう扱うかも課題である。「低廉」と示されれば、参加する側は費用が安く収まると期待する一方で、地域クラブ側は1人当たりいくりにすべきかを決めにくくなる。私としても、ある程度の目安を示す必要があると感じている。例えば最低額を設定し、その上で種目や役割に応じて幅を持たせることは現実的である。法律で示されている最低賃金の考え方を参考にするなど、一定の基準を設けたほうがよいと考える。</p> |
| 事務局 | <p>資料5にあるとおり、富士市の参加費の考え方としては、1か月4回実施した場合の最低額の目安が示されている。しかし、これを細かく見ると、1回当たり250円から1,000円程度という非常に低い額になる。もちろん、方法や参加者数などによって金額が増額されることは記載されている。</p> |
| 檜木委員 | <p>実費が別途かかることも明記しておかなければ、誤解を生む可能性がある。</p> |
| 萩原委員 | <p>現在、部活動の現場では、顧問が交通費などを全て自腹で負担し、県大会などで遠方へ行く際も個人負担となっている。このような状況を考えると、クラブチーム方式に移行した場合も、練習試合等があった時に、報償費以外の細かな経費が必ず発生するはずである。教員が負担してきた経費をそのまま放置してよいわけではなく、必要な費用として整理しておくべきである。</p> <p>それは知っていたいただきたいと思い発言させていただいた。</p> |
| 村田会長 | <p>どこまで細かく決めるかは今後の議論になるが、移動費は特に重要であり、大会等への参加が発生する種目では不可欠な費用である。</p> |
| 事務局 | <p>国が示している参加費の水準はあまりにも低く、実態と乖離しているため、富士市としてはこれまでの部活動の実情も踏まえ、現実的に理解できる範囲での設定を検討する必要がある。</p> <p>陸上のモデル事業を2回実施したが、大学生や学校の教員、市職員に指導を依頼し、1時間当たりの報償を支払って実施した経緯がある。部活動指導員と同じ基準で1時間1,600円、3時間で4,800円をお支払いしたが、指導者からのアンケートには、「報償費が少ない」という声をいただいた。「交通費込みでこの報償費で」とお願いをしたが、学校の教員については、3時間4,800円という金額は、現在の教員の感覚からするとやや割高であるように見えるが、実際には決して高い額ではないと感じている。</p> <p>一方で、小学校のスポーツ少年団などでは、指導者はほとんど報酬を受け取っておらず、運営を継続するための最低限の費用のみで成り立っている状</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>況である。</p> <p>民間のクラブでは、1か月4回で8,000円前後が一般的であり、子どもが民間スポーツクラブに所属した場合でも、月7,000～8,000円程度が標準的な金額である。また、文化的な活動については、必要経費がさらに高くなる場合も多いが、指導者がほとんど報酬を受け取っていないケースも見受けられる。</p> |
| 村田会長 | <p>物品は原価計算でよいが、指導者の報酬については、富士市としての実態を踏まえ、実施主体との協議を重ねながら現実的な額を検討する必要がある。民間ではないため、低廉にすることは望ましいが、あまり低すぎると運営困難となる可能性もあるため、慎重に検討すべき項目である。指導者報酬が適切でなければ、担い手不足につながり、活動自体が成立しなくなる恐れがある。</p> |
| 橋本委員 | <p>陸上競技のモデル事業では、指導者数62名に対し参加者15名、又は65名に対し13名という構成となった。参加者に対して指導者が多く感じたが、それほど必要だったのか。</p> |
| 事務局 | <p>陸上競技は短距離、ハードル、跳躍、走り幅跳び、長距離などブロックごとに指導が必要であり、さらに長距離の中でもレベル分けなどもしている。さらに安全確保やけがへの対応を考慮すると、1ブロック2名程度は必要になると考えたため、このような人数となった。</p> |
| 橋本委員 | <p>参加費を高く設定すると参加者数を確保する必要が生じ、参加者数が増えると指導者数を増やさなければならなくなる。採算はとらなくてもよいのかもしれないが。</p> |
| 村田会長 | <p>今までに出た意見を整理すると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「低廉」という用語は基準として置きつつも、実態に応じた幅を持たせる必要がある。 ・ 物品費用は原価計算で示すことができるが、核心となるのは指導者報酬の設定である。 ・ 国が示す最低賃金や目安額は参考とするものの、そのままでは低すぎる可能性がある。 ・ 富士市としては、公共的な感覚を踏まえつつも、低廉すぎて運営が成立しなくなるよう慎重な検討が必要である。 ・ 旅費や大会参加の移動費など、細かな費用も考慮すべきであり、単に安価な参加費を示せばよいという問題ではない。 |

以上より、本件は継続審議とし、さらなる検討が必要である。

(4) 指導者研修について

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

| | |
|------|---|
| 村田会長 | <p>資料6の10ページについて、指導者研修に関する記載があるが、ご意見などがあれば伺いたい。</p> <p>これは国が示した内容であり、これを参考にしながら富士市としての研修内容を作成していくという位置付けである。</p> <p>確認であるが、指導者研修とは「認定地域クラブが始まる前のスタートアップ研修」を想定しているのか、それとも「運営途中で行う継続的な研修」を想定しているのか。</p> |
| 事務局 | <p>これについては、認定団体を認定した後に実施する研修であり、立ち上げ段階で指導者に集まってもらい、初期研修として行う内容である。</p> |
| 望月委員 | <p>研修は無償提供となる予定なのか。それともお金を払うものなのか。</p> |
| 事務局 | <p>無償を想定している。</p> |
| 萩原委員 | <p>研修時間についてはどれくらいを想定しているか。教員が見ても内容が難しいと感じられる部分があり、これらを伝えるのは難しいと感じた。</p> |
| 村田会長 | <p>一般的にスポーツ協会の指導者講習では2日間の研修もあるが、どれくらいの時間を計画しているのか。</p> |
| 事務局 | <p>1日で終了できるよう計画している。ただし、AED講習については別日対応の可能性はある。</p> |
| 村田会長 | <p>1日で実施する場合、午前から午後にかけて丸1日となり、休憩を挟んでも相当な負担が想定される。</p> <p>無償提供とする点については、講師謝金などの経費がどのように手当されるのか懸念である。</p> |
| 事務局 | <p>来年度の当初予算に講師依頼に関する費用を計上する予定であり、2月議会で審議される見込みである。</p> |
| 村田会長 | <p>公費でということである。</p> |
| 橋本委員 | <p>研修対象者を誰とするのか、つまり団体内の指導者全員が対象なのか、代表者のみなのか、基準を明確にしなければ、団体側も対応に困ると考える。この点についての方針を伺いたい。</p> |
| 事務局 | <p>先ほど説明したとおり、教員免許を持つ実務経験者や、スポーツ・文化分</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>野の指導者資格保有者については、これまでに必要な研修を受けているため、基本的には受講を免除できると考えている。ただし、現在ハラスメント等の問題もあるため、内容によっては一部のみ受講してもらう必要がある場合も想定している。</p> <p>一方、指導者資格を持たない者については、認定地域クラブの指導者として一定の知識が必要であるため、原則として全員を研修対象とする考えである。</p> |
| 村田会長 | <p>例えば6人で団体を立ち上げたとして、一人も資格を持っていない場合はどうなるのか。</p> |
| 事務局 | <p>基本は全員が受けていただく。教員など日頃から関わりがある方は人柄等分かるが、団体の実態は様々である。全く基礎知識のない状態で指導に当たることは適切でないため、受講は必須とするのが妥当であると考えている。</p> |
| 村田会長 | <p>基本的に、指導者資格等がない方は全員となる。</p> |
| 橋本委員 | <p>次に、有効期間についてである。資料9ページでは有効期間が最長4年と記載されている。有効期限は4年なのか。</p> |
| 事務局 | <p>日本スポーツ協会の資格は4年更新であり、更新年度に講習を受けることで継続可能となっている。これに準じた形で4年周期の更新とするのが自然であると考え。既成団体に対しては3年間としている部分もあり、この点は整合性を取る必要があるため、今後検討する。</p> |
| 村田会長 | <p>今後どの程度の人数になるかは想像しにくいですが、多くの方が関わってくださること自体は非常に心強いと感じている。本来的に資格を持つ者を免除するという考え方も理解できるが、新しい制度を地域全体で支え合っていくという観点からすると、資格の有無にかかわらず一度顔を合わせ、共通理解を持つ場を設けることにも意義があると考え。</p> <p>今回の指導者研修は、技術的なライセンス取得のための講習とは異なり、制度全体の理解を深めるためのものである。サッカーやバスケットボール、和太鼓の専門的資格を持つ者であっても、この制度全体の趣旨や枠組みを理解しているとは限らない。そのため、最初の1回は、この「部活動地域展開」の総論的な部分、特に制度の背景や地域における指導者の役割などは、資格の有無にかかわらず共通して受講する機会があってもよいと感じる。こういった顔ぶれでみんなで作っていくという風土を作ることにもなり得る。</p> <p>現職教員が多く参加する場合、人数や勤務の都合を踏まえる必要があるため、一律に実施することが難しいケースもあるが、制度理解を共有する場と</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>しての価値は大きい。</p> <p>私もある資格を取った時に、以前の研修は講師の話を一方的に聞く形式が多かったが、それも大事なことであるが、指導者同士が対話することで実践的な理解が深まったということがあった。制度的なことを誰かが説明することはいいと思うが、ディスカッションをするなどの相互交流等があればよりよい研修になると思う。</p> |
| 神尾委員 | <p>これは来年度から始めるということだが、休日の地域展開として、サッカー・野球・剣道が先行して始まる予定である。したがって、これらの種目において地域クラブの認定作業が始まり、認定された場合には、その指導者研修を実施していくことになる。時期については、いつ頃を考えているのか。</p> |
| 事務局 | <p>研修会のタイミングについて説明すると、スケジュールの詳細は別資料にあるが、資料の右側に示されているとおり、令和8年8月から9月を一つの想定としている。ただし、左側には「未定」と記載されているように、地域クラブ指導者研修会の具体的な実施時期は、まだ確定していない。</p> <p>本来はクラブ開始前に実施するのが望ましいが、準備の都合によってはスタート後になる可能性もある。</p> |
| 神尾委員 | <p>罰則規定はあるか。暴言や不適切行為に関し、保護者や児童からの声を受け止める窓口を周知し、適切に調査した上で、看過できない事案が確認された場合には、何らかの措置を講じるのか。例えば1年間指導者の効力を失効させるとか、2回目は半永久的に指導者としての資格をはく奪するなどの措置を考えているか。中体連にはある。</p> |
| 事務局 | <p>現在の制度では、指導者個人の資格停止期間や半永久的な資格はく奪といった具体的な期間までは定めていないが、団体として認定を取り消す、又は問題のある指導者を外して活動を継続させるといった対応が想定される。</p> <p>今後、指導者に対する個別の措置が必要かどうかは、制度全体の検討と併せて精査する必要がある。団体全体の認定を取り消すのか、該当指導者のみを外すのかについても検討課題となる。</p> |
| 佐野弘美委員 | <p>認定に対しては、地域展開が進むと、保護者の声も多様化し、時には意見が大きく分かれるケースも増えると考えられる。公平性を確保するためにも、判断を行う部署において適切な体制を整える必要がある。</p> <p>判断は、教育委員会がするのか。</p> |
| 事務局 | <p>現場に赴き指導の様子を確認したり、保護者の意見を聞き取りながら情報を吸い上げ、一度の指摘で即座に認定取り消しとするのではなく、必要に応</p> |

| | |
|--------|---|
| | じて指導を行った上で、最終的に判断していくことになる。 |
| 佐野弘美委員 | 公平性の確保をお願いしたい。 |
| 村田会長 | 指導者研修については、費用、時間、対象者に関して様々な意見があった。研修内容自体は概ね妥当と考えるが、形態や運営方法については本日の意見を踏まえ、事務局にて改めて整理していただきたいと思う。 |

(5) スケジュールについて

教育委員会事務局が説明した後、委員の質疑等を行う。

| | |
|------|--|
| 神尾委員 | <p>地域クラブの準備が整った種目については、来年度の中体連が終了する夏以降に、平日・休日ともに地域展開へ完全に移行する可能性がある。</p> <p>子どもにどのタイミングで説明するのか、そして保護者への周知をどう行うのかが重要である。途中で大きく制度が変わることは現場としても混乱を招く可能性があるため、この点は今後の検討事項である。</p> |
| 望月委員 | <p>本校では例年、2月から3月にかけて、どの活動に参加したいかを児童・生徒にアンケートを取り確認している。公会計化の影響で、早い段階から保護者負担額を把握する必要があることも背景にある。野球については保護者説明会を実施しており、これまで関わってきた関係者には周知が進んでいるが、他の種目については今後周知をしていく予定はあるか。今現在、アンケートを止めている状態である。</p> |
| 檜木委員 | <p>認定の流れは理解した。生徒・保護者への周知や募集はいつか、やり方などはどうなっているか。様式の中に申し込み、登録などはあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>様式自体には登録申込みは含まれていない。生徒の募集方法や申込手続は、通信やWebでの周知・受付を想定している。</p> |
| 望月委員 | <p>野球・サッカー・剣道については学校に部活動があるため、校長会で情報共有ができています。しかし、その他の種目では「本当は別のクラブに入りたいかったが、学校の部活動に全員が入っているため、やむを得ず入部し、その後すぐに退部する」といったケースも想定される。このような状況が生じると、体育文化費を納付した直後に退部し、地域クラブへ移行するという問題が発生し得る。学校現場では途中退部した場合でも、既納費用を返金しない運用が一般的であるため、周知の時期や方法について十分に検討いただきたい。</p> |
| 橋本委員 | <p>保護者として申し上げるが、校長先生も現状を確認しながらの対応となっており、顧問の教員にも情報が完全には行き渡っていない可能性がある。来</p> |

| | |
|------|---|
| | 年度の運用に当たっては、混乱を避け、子どもたちに不利益が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。 |
| 村田会長 | 本日はこれにて協議を終える。今後も継続審議が必要な事項はあるが、先ほどの意見にもあったとおり、子どもたちに不利益が生じないようにするとともに、支える側も情報が行き渡らないということが生じないよう、引き続き注視していく。 |

3 その他（連絡事項）

- ・サポーター制度について、サポーターを募ることができるように、基本方針策定後、教職員を含めた市民全体に投げかけたいと考えている。
- ・富士市認定地域クラブの名称について、今後発信するつうしんの中で、児童生徒保護者等からアンケートをとれるように準備をしている。
- ・次回、第8回の協議会を、令和8年5月13日に予定している。会場を調整し、後日開催通知を送付させていただく。
- ・今回の議事録については、事務局で作成し、後日送付する。

閉 会